

第一章 総則

（目的）

第1条 本会員規約（以下、「本規約」という）は、株式会社サンテックビオズ（以下、「会社」という）の企業理念「健康と豊かさのために」（ゆとりあるライフワークとして、地域社会に健康の輪を広げ、会員一人ひとりの夢の自己実現に向けて可能性に挑戦すること）、及び会社の取り扱い製品に賛同した会員の積極的な活動を促進することを目的とする。

（活動）

第2条 会社は次の活動を行う。

- 会員相互の協力、各会員の生活の向上、各会員の人格形成の援助
- 研修、セミナー等の実施による、会員及び会員希望者に有益かつ適正な情報の提供
- 新会員の開拓並びに既会員の教育、指導、育成及び管理

第二章 会員

（会員資格）

第3条 会員とは、本規約第1条に定める目的その他の事項を十分に理解し、これに賛同した者であって、会社の定める会員登録手続きを経て、会社が適格者として承認した者をいう。

（会員不適格事由）

第4条 次の各号に定める者は、会員として承認されない。

- 年齢が満20歳未満かつ高等学校、専門学校、予備校、大学、又は大学院等に籍を置く学生（ただし、会員登録後の就学者は除く）
- 会員の資格を喪失後、6ヶ月を経過していない者
- 成年被後見人、被保佐人、破産手続開始の決定を受けた者
- 外国籍者（ただし、日本国内に居住を認められ、住居が一定して就業している1年以上の在留資格者はこの限りではない）
- 反社会的勢力であると会社が認めた者
- 公務員等法令により兼業を禁じられている者
- 75歳以上で会社が権利能力に不安があると判断した者（確認のため連絡をさせていただくことがあります）
- その他会員としての適格を疑う事由があると会社が判断した者

（会員の権利と義務）

第5条 会員の権利義務を次の各号に定め、会員は、独立した事業主体として本規約及び関連法令を遵守し、自己の責任により活動するものであって、会社と雇用関係にないことを確認する。

- 第2条に定める会社の諸活動に参加すること
- 製品販売実績に応じて会社から報酬（以下、「ボーナス」という）を受取ること（別に定めるボーナスプランによる。ただし、除名処分を受けたときは前月及び当月の報酬は支払われないこととする）
- ボーナス等で得た収入の税務申告を、自らの責任において行うこと
- 自己が斡旋及び販売した製品の契約でクーリング・オフが発生した際に当該契約による既払分のボーナス等がある場合は、速やかに会社へ返還すること（クーリング・オフ以外の契約解除処理に要する費用は、その契約に関わった会員の負担とする）
- 会員規約及び会社の指示に従い、秩序の維持を第一として責務を誠実に遂行すること
- 会社及び他会員の信用又は名誉を毀損しないこと
- 業務上知り得た秘密を漏洩しないこと
- 会員規約及び特商法、薬機法、健康増進法、景品表示法、各条例その他の関連法令を遵守すること
- 勧誘及び販売する相手に会社のビジネスについて必ず十分な説明を行うこと（これを怠るとトラブルが生じ人間関係を損なうおそれがあるので特に注意すること）
- 会員登録の内容（住所、氏名、電話番号、金融機関その他の登録事項）に変化が生じたときは、2週間以内に会社に報告すること
- 会社からの通達を遵守すること
- スマートフォンアプリ、インターネット（オークション等）、SNS、物品の販売を行う商店以外の店舗で製品を販売しないこと、又はこれらを行うおそれのある第三者に製品を販売しないこと

（会員活動の禁止事項）

第6条 会員は、会員及び会員になろうとする者を招待又は勧誘するにあたって、次の各号に定めることをしてはならない。

- 金銭上のトラブルが生じる恐れのある斡旋その他の活動
- 会員の権利義務について真実を告げず、又は不実のことを告げること
- 斡旋、販売又は会員活動への勧誘にあたり、会社及び会社の取り扱い製品に関する誇大告知
- 本規約第4条に定めた者（会員不適格者）への勧誘活動
- 契約締結の際に、相手の意に反して商品を開封又は使用させること
- 目的を明示しないで説明会、セミナーその他の会合への勧誘を行うこと
- 不適当な時間帯において又は長時間にわたる勧誘、斡旋その他の活動をすること
- 威迫、困惑その他相手方の意思にそぐわない方法による勧誘、斡旋その他の活動をすること
- 「会員になると必ず儲かる」又は「大儲けできる」といった断定的な発言をして射幸心をあおる活動をすること
- 会社の商品の画像、商標、商号、ロゴ、会社主催のセミナーその他の会合で知り得た情報、その他会社に知的財産権の帰属する情報を、会社の承認を受けずに使用すること（チラシやSNS等での頒布を含みます）
- 会員の作成するホームページ、SNS等インターネット上で次のことを行わないこと
- 不特定又は多数に対する商品の販売、斡旋及び活動への勧誘
- 名称、製品名等の会社に関する情報を掲載すること
- 乳酸菌生産物質及び核酸に関する情報について会社が連想される表現を付与すること
- 組織内の会員に対し、他組織への勧誘、斡旋又は他組織の商品販売を行うこと
- 会員登録及び製品購入に際し架空名義又は他者の名義を使用すること

- 自己の利益を優先する名義変更、グループ変更及び既登録者の自己グループへの勧誘、並びに他社その他の他の組織への移動を計画すること
- 自他グループ問わず他の会員に同業他社への勧誘、会社のビジネス活動以外の目的で、他ラインの会員と密会密談を企てた場合、組織内の会員を別途組織化すること及び他の会員より金品を徴収すること（組織内の会員に対し、他社組織の勧誘及び斡旋並びに他社製品の販売等の活動したとき又発覚した場合）全ての資格の取消とボーナス支払いの停止をさせていただきます。
- 自己のグループの拡大に関連し、会社の承認を受けずに事務所又は集会所を開設すること
- その他、関連法令に違反し又は違反の疑いのある言動をすること（会員資格譲渡及び担保設定の禁止）

第7条 会員は、会社の承認なしに、会員資格その他の本規約に基づく権利を第三者に譲渡し又は名義変更することができず、また、前項に定める権利を担保に供することができない。

（会員資格喪失）

第8条 会員は次の各号の一つに該当する場合は、その事由発生日に会員資格を失う。

- 死亡（ただし、相続権が会社によって承認された場合を除く）
 - 退会
 - 会社組織の移動又はそれを計画したとき
 - 除名
- ※会員が資格を喪失したときは、清算部分を除き、全ての権利を失い、義務を免れる。
- ※退会又は除名により会員資格を失った場合においては、当該会員の下部組織のグループ会員の移動を会社が指定してて行う。（資格停止及び除名）※降格・資格停止及び除名処分
- 第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、会社の職権又は本規約第17条に定める倫理審査委員会（以下、「委員会」という）の決議により資格停止又は除名を行う。なお、資格停止又は除名となった者には、当月及び前月のボーナスは支払い払われないものとする。
- 本規約第4条に該当することが判明したとき
 - 第5条及び第6条に違反したとき
 - 会社の名誉を毀損し又はその社会的信用を失わせる言動があったとき
 - 会社又は他の会員を誹謗中傷したことが判明したとき
 - 会社又は他の会員に対し強要、威迫により困惑をさせたとき
 - 本規約又は決定事項に違反する行為をしたとき
 - タイトル取得者か、会社主催の定例会議・ルール説明会及び各種セミナーに特別の事由なく6ヶ月以上出席がないとき降格
 - その他会社や他の会員にSNS等の文章・画像で著しい不利益を与えたとき

※前項第7号に該当する場合は、会社又は委員会は事案を総合的に判断し、継続、降格・退会勧告、除名等の処分を決定する。

（退会）

第10条 会員が退会する際には、会員本人が退会届を会社に提出しなければならない。この場合において、退会者と会社との間の権利義務は、その清算分を除き完全に消滅する。

第三章 会議

（会議の開催）

第11条 会議は会員活動の必要情報の伝達並びに会員活動上の諸問題の解決のため、会社が必要と認めた時に開催する。

（会議の種類）

第12条 会議の種類を次の各号のとおり定める。なお、会議へ参加する資格のある会員であっても、明らかに他会員にとって不利益となると会社が判断した場合は、当該会員の参加を認めないことができる。

- トレーナーカンファレンス：開催当日のトレーナー資格保持者にて構成されるもの
 - プロフェッショナルマーケター(以下「PM」という)カウンスル：開催2ヶ月前においてタイトルを保持するPMで構成されるもの
 - その他会社が主催する会議：会社が必要と判断するタイトル保持者及び人員を召集して開催するもの（代理出席）
- 第13条 原則として会議の代理出席は認めない。ただし、会社が承認した場合はこの限りでない。

（議事録）

第14条 会議の議事については議事録を作成し、当該会議において指名された2名以上の会員が署名し又は記名して押印する。

第四章 規約の変更

（規約の変更）

第15条 本規約の変更はチーフエグゼクティブマーケター kongress の意見を聴聞して、会社が決定する。

（ボーナスプランの変更）

第16条 社会情勢の変化、関連法令の改正又は会社に関する諸環境の変化により、会社は会員の了承を得ずに、ボーナスプランを変更することがある。

第五章 雑則

（倫理審査委員会）

第17条 倫理審査委員会は、本規約第1条に掲げる目的の円滑な遂行、また会員間の紛争解決への指針を示すために会社が必要と認めた場合に開催する。また審議員は、会社のスタッフ及び指名された会員で構成する。

（苦情処理）

第18条 会員が会員の言動について苦情を聞いたときは、自己に関係があるか否かに関わらず、迅速な対応に努めるとともに速やかに会社に連絡し、早期解決に努めなければならない。

（紛争の解決及び合意管轄裁判所）

第19条 会員と会社との間に、本規約により解決できない問題が生じた場合には、双方誠意をもって話し合い、解決に努めるものとする。

※紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を専属の第一審の管轄裁判所とする。

会員登録・定期購入取引契約書

ーメンバーズガイドー

契約内容を明らかにする書面

この書面は会員登録をされた方に事業内容、報酬プラン、会員規約、コンプライアンスについてご理解いただく為に作成された書面です。必ずこの書面の内容を十分読みご確認下さい。

I D・招待者名

※招待者は必ず記入すること

契約締結日

○休日----- 土・日・祝日
○代表電話 ----- 03-5365-1180
○HP URL----- https://suntecbios.jp

○営業時間 ----- 9：00～17：30
○FAX----- 03-5365-4188

- 会社概要 -

商 号 **株式会社 サンテックビオズ**
設 立 平成15年11月17日
資 本 金 1,000万円
代 表 者 代表取締役 後藤秀彰
所 在 地 〒151-0073
東京都渋谷区笹塚2-19-2 TSKビル2F 電話03-5365-1180 FAX03-5365-4188
取引銀行 みずほ銀行 笹塚支店
東京シティ信用金庫
ゆうちょ銀行

- 事業概要 -

株式会社サンテックビオズは、全ての人が健康で豊かな毎日を過ごし幸せを実感していただくことを願い、最先端の生命科学をもとにしたオンリーワンの製品の普及活動を行っております。
会員を通じて招待を受けた方が登録し、会員価格で購入する方法(特定商取引に関する法律33条～40条)で、サンテックビオズ独自のプログラムによって、日本全国でビジネスを行っています。
「健康と豊かさのために」という理念に基づき、製品の普及活動を行うことによって会員にコマーシャリングボーナスが生じます。
ボーナスの利益配分については独自のプログラムに則り、実績に応じて適正に分配されます。
サンテックビオズのビジネスは、会員個人が企業と同じ力を持つことが出来るビジネスです。
会員は一人ひとりが独立した事業主でもあり、会社との雇用関係はありません。
会員資格については会員不適格者以外で会社が承認した方であれば、どなたでも会員登録し、自由に参加することができます。

- 企業理念 -

株式会社サンテックビオズは「健康と豊かさのために」をテーマに関わる人全ての（会員・社員・協力会社）三位一体の物心両面の幸福を追及し社会に貢献します。

製 品 ・ ・ ・ ・ ・ 「安全・安心・満足」
プログラム ・ ・ ・ ・ ・ 「平等・公平・社会貢献」
活 動 ・ ・ ・ ・ ・ 「愛情・信頼・感謝」

を、コンセプトに信頼を得る企業として、社会責任を果たします。

会員の皆様と共に、安心できる社会、そして、健康で豊かな人生を築くことを目指しています。

ビジョン（目的） 健康寿命を伸ばし、社会貢献する
ミッション（使命） 全国のご家庭に健康を届ける

- 経営綱領 -

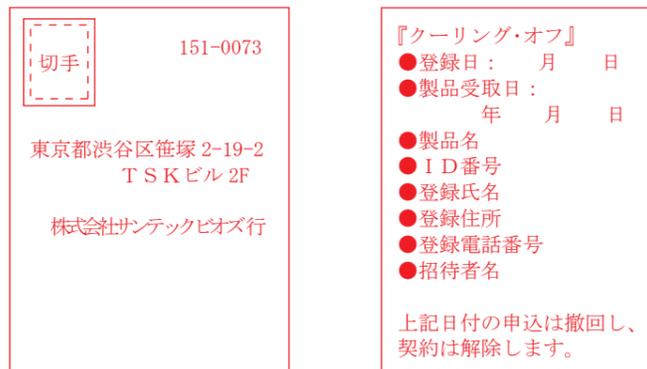
1. 私達は株式会社サンテックビオズの会員をマーケティングビジネスとして、健全な流通市場を構築するために努力する。
2. 私達は会員が主権者であるとの意識に則り、高品質の製品を提供し、生活向上に資する市場を育成構築するための事業活動を行う。
3. 私達は事業活動に関する法令・条例を遵守し、公正にして秩序ある事業活動を行う。
4. 私達は事業活動において、常に会員の立場を第一義とし、質・性能・価格・取引内容・条件を正確に明示し、需要に迅速に応えることを目指す。
5. 私達は高齢化社会が進むにあたり、サンテックビオズの理念を駆使して会員と共に健康で豊かな社会を実現すべく常に研鑽を怠ることなく資質の向上に努力する。

- 会員登録へのご案内 -

急速に進む高齢化、増加する生活習慣病の問題等、健康環境が大きく変化し、健康や豊かさへの期待がますます高まっております。株式会社サンテックビオズは、人々が求めている製品を普及することに取り組み、皆様と共に健康で豊かな社会を創りたいとの願いから、私達が開発した製品の普及と私達が創ったマーケティングビジネスへの参加を提案致します。
会員として登録される方には、弊社独自の製品とビジネスプランを提示し、共に手を取り、力を合わせビジネスに取り組んでいただきたいと願っております。あなたもきっと日々の健康と充実感をもちながら、生活の向上を感じられることと思います。
そして、お互いが発展するために必要な情報をここにお届けしますので、内容をご理解いただいた上で、必ずご自身で必要な手続きをお取り下さい。

- 契約解除（クーリング・オフ）に関する事項 -

- (1) 契約書面の受領日、もしくは初回購入商品の受領日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは理由を問わず書面または電磁的記録（電子メール等）によって通知することにより会員契約を解除することができます（クーリング・オフ）。
- (2) 会員がクーリング・オフについての実告知により誤認、または威迫によって困惑しクーリング・オフを行わなかった場合には上記クーリング・オフ妨害解消のための書面を受領してから20日間は書面または電磁的記録（電子メール等）によって通知することにより(1)の経過に拘わらず、クーリング・オフを行うことができます。
- (3) クーリング・オフが行われた場合、会員はこれに伴う損害賠償又は違約金の請求をされることはありません。
- (4) クーリング・オフは会員がその旨の書面（電子メール等の電磁的記録を含む）を発送した時点で効力を生じます。
- (5) クーリング・オフがあった場合、当社は会員が支払い済みの商品代金、年会費等の一切の金銭全額を、速やかに返還致します。※クーリング・オフ制度は、法人会員には適用になりませんので、御注意ください。



上図のようにはがき等に必要事項を記入して会社まで郵送して下さい。（簡易書留又は内容証明郵便が確実です。）
または、当社ホームページ、専用フォームよりお手続き可能です。
トップページ下部の【クーリングオフについて】よりお進みください。

お問い合わせ先 03-5365-1180

- 契約の中途解約（返品ルール）に関する事項 -

1. 連鎖販売取引の契約を締結して組織に加盟した個人は当該連鎖販売取引の契約を解除していつでも退会することが出来る。
2. クーリング・オフ期間経過後の解約は連鎖販売取引の契約を締結して1年を経過していないものに限り以下の要件を除き中途解約することが出来る。

イ 特定商取引法第37条第2項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日とその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して20日を経過した後においては、連鎖販売加入者（会員）は将来に向かって連鎖販売契約の解除を行うことができます。

ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、連鎖販売業を行う者（弊社）は、連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約を締結した日から1年を経過していない者に限る。以下この号において同じ。）である会員に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金額の支払を請求することは致しません。

(1) 当該連鎖販売契約に基づき引渡しされた当該商品（法第40条の2第2項の規定により当該商品に係る商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この号において「商品販売契約」という。）が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

(2) 提供された特定利益その他の金品（法第40条の2第2項の規定により解除された当該商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に連鎖販売業を行う者（弊社）が、連鎖販売加入者（会員）に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行っているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者（会員）は商品販売契約の解除を行うことができます。

(1) 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあっては、その移転。以下この号において同じ。）を受けた日から起算して90日を経過したとき。

(2) 当該商品を再販売したとき。

(3) 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行った者が当該連鎖販売加入者（会員）に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

(4) 政令第10条の2で定めるとき。（連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したとき）

ニ ハに記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、連鎖販売加入者（会員）に対し、次の(1)に該当する場合にあってはその定める額、又は次の(2)に該当する場合にあってはその定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することは致しません。

(1) 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の10分の1に相当する額

(2) 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

ホ ハに記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者（弊社）は、連携して、その解除によって生ずる当該商品の販売を行った者の債務の弁済の責めを負います。

ヘ 連鎖販売契約又は商品販売契約の解除について特約は次の通りです。（特約がある場合は法定書面に記載する）

3. 当該製品が返還されないときは、販売価格に相当する額の返還はない。
4. 当該製品が返還されたときは、販売価格の90%に相当する額の返還をする。（一律振込手数料500円）

(注) 中途解約をするにあたり、会社より報酬を既に取得している場合は、返品される製品にかかわって発生した報酬の精算をして頂きます。

価格はすべて税込です。令和7年3月20日改訂版 当該期日以前のものは無効

《トレーナー条件》

サブトレーナー(S T R)は、①～④までが取得条件です。トレーナー(T R)は、全ての条件を満たすことが取得条件となります。

- ① B会員であり、A・B会員いずれかを自己グループに3名以上直招待していること（リエントリーは含みません）
- ② 本人がB Cであること
- ③ トレーナー用資料（ビジネススターターパック¥3,300）を購入していること
- ④ T R以上が主催のプロダクトセミナー・公式エントランスセミナーに1回以上参加
- ⑤ S T Rの資格を持っていること
- ⑥ 1レベルにS T R取得者が1名いること
- ⑦ トレーナーカンファレンスに1回以上参加
- ⑧ タイトル保持者による面接

●トレーナー資格の喪失(サブトレーナー・トレーナー共通)

- ① トレーナー活動に不正があり、その事実を会社が認定した場合
- ② トレーナー資格取得後、本人のB C資格を3ヶ月連続して満たしていない場合
- ③ トレーナー資格者がA会員又はC・F会員に変更になった場合

○トレーナー推薦認定資格者

トレーナー認定資格者は以下の条件を満たした場合、トレーナーの資格取得認定を行う事ができます。

- ① トレーナーを持っていること
- ② 当該の資格者が本人の意思により所定用紙で会社に申請すること

トレーナー認定資格者は以下の条件を満たした場合、トレーナーの資格取得認定を行う事ができます。

- ① E M資格を3ヶ月間以上連続で満たしていること

○トレーナーの特典（サブトレーナー含む）

- ① トレーナーボーナスが支給されます
- ② トレーナー資格者はサンプル価格で製品を購入することができます
- ③ TRC(トレーナーカンファレンス 会社主催の会議)に参加でき有益情報を得られます
- ④ 定期購入のサービスポイントにプラスして、トレーナー…10SP、サブトレーナー…5SPが毎月付与されます
※認定月の翌月からとなります
- ⑤ STR以上が対象のキャンペーンに参加できます
- ⑥ トレーナー資格を保持している方はフォワードマップを閲覧することができます
※ホームページより申込が必要です

- ボーナスプランの付加事項 -

- a. ボーナスは、購入している製品のV P(バリューポイント)で計算します。
(A会員…5,000V P、B会員…10,000V P)
- b. フロントが何らかの理由で退会及び解約となった場合、翌月度よりパスアップ(自己グループが1レベルあがる)します。
但し、会員規約に抵触した場合はその限りではありません。
※ グループ変更は認められませんが、パスアップがかかり1レベルが7名を超えることがあります。この場合は、変更が必要となります。
- c. 招待者のなくなったフロント及びグループは、その招待者の招待者へ移行しますが、招待者数としてカウントはされません。
※ 当月の定期購入のない場合は、全てボーナスの対象になりません。

- その他 -

- a. 3ヶ月連続で定期購入いただけない場合、又は3ヶ月以上注文を休止された場合は自動的に愛用会員となります。
- b. 登録用紙の原本の提出が遅れたり、不備のある場合休止扱いとなる場合がございますのでご注意ください。
※ 会社到着は毎月17日で締め切りとなります。
- c. 変更は会社に登録諸変更届けを提出し、会社が承認した場合のみ変更できます。締切りは変更前月の毎月10日です。
製品変更には、1,100円の変更手数料が必要になります。サービスポイント(150SP)での相殺も可能です。
- d. リエントリー初回・追加注文のキャンセルは原則承っておりません。

- ボーナスの支払いについての注意事項 -

- a. 株式会社サンテックビオズ(STBs)の活動実績の締め切りは、毎月17日となります。
- b. ボーナスのお振込は、当月末に指定口座にお振り込み致します。
- c. お振込にかかる手数料は一律500円とし、お受取人負担となります。
- d. お振込ボーナス合計が**3,500円**未満の場合は、繰り越しとなります。
※ ただし、ご本人からのご依頼がある場合はその限りではありません。
- e. お支払い振込口座は、会員登録ご本人のみで、リピーター(定期購入者に限る)である事が条件です。
※ 愛用会員は対象になりません。
- f. 停止を入れるとボーナスは発生しません。
- g. STBsは、マーケティング・プログラムの実施に際し、会員による取引に関連して不正行為があったと判断した場合は、裁量により、販売マージン又はマーケティングボーナスの支払いに関連するあらゆる行為の差止め、取消し、変更又は拒否をする権利を有します。

健康相談窓口『医学団体 日本成人病予防協会』

電話 03-3661-0171 (平日10:00～17:00 土・日・祝・祭日は除く)

株式会社サンテックビオズ 管理部 担当：畑中

電話 03-5365-4517 (平日9:00～17:30 土・日・祝・祭日は除く)

- 会員登録手順及び注意事項 -

会員登録は、のご案内及び会員規約を十分ご理解の上、お手続きをお願い致します。

1. 会員登録は登録内容をご理解された後に、会員登録申請書・製品購入申込書に必要事項をご自身で記入され、会社に提出し会社の審査をもって了承されることにより会員となります。
2. 会員登録はご自身の意思で決定して下さい。
3. 会員登録されてもノルマ等はありません。
4. ビジネス活動をすることにより、事業者やサイドビジネスとしての成功や高収入を望んでも、誰もが必ずしも成功するとは限りません。自分自身の努力と会員相互の援助でその結果が生じます。ご自身の堅実な努力が必要だということをご認識して下さい。
5. 会員活動をすることにより、ボーナスプランに定める資格等で取引条件の変更があるということをご理解下さい。
6. 法人の登録は、必ず謄本のコピーを提出して下さい。

- 取り扱い製品に関する事項 -

	バイオ・コンク	ゴールド	オールデイズベシック	Gパワー	育美肌 ニューオイル
製品名					
内容量	1箱 100ml (50ml×2本)	1本 60g (250mg×240粒)	1パック 115.5g (3,849mg×30袋)	1本 46.2g (385mg×120粒)	1本 30ml
価格	希望小売価格 1箱 22,680円	希望小売価格 1本 19,440円	希望小売価格 1パック 22,680円	希望小売価格 1本 19,440円	希望小売価格 1本 22,000円
主成分	乳酸菌生産物質	核酸、 乳酸菌生産物質発酵残渣	オキアミ抽出物、 マルチビタミン・ミネラル	馬ブラセンタ、E型コンドロ イチン、MSM、SAM-e	スクワラン、マカデミア種 子油、ダマスクバラ花油
製品名	育美肌 エッセンス	育美肌 ローション	育美肌 クレンジング	育美肌 プロテクトソープ	育美肌 ウォッシュバーム
内容量	1本 100ml	1本 150ml	1本 150ml	1個 70g	1本 40g
価格	希望小売価格 1本 19,800円	希望小売価格 1本 8,250円	希望小売価格 1本 8,250円	希望小売価格 1個 1,980円	希望小売価格 1本 7,480円
主成分	白金、EGF、 褐藻エキス	乳酸桿菌 / 乳酸菌液、 グルコオリゴ糖	ヒアルロン酸Na、乳酸 桿菌 / ブドウ果汁発酵液	石ケン素地 マカデミア種子油	マカデミアナッツ油、 水、水酸化K

価格はすべて税込みです。

- 製品代金の支払時期及び方法に関する事項 -

1. 購入製品を選定して会員登録申請書・製品購入申込書に必要事項をご記入頂きます。
 2. 初回製品代金は指定口座振込（振込料は振込人負担）・代金引換・クレジット決済のいずれかをお選び頂きます。
クレジット決済の場合、3ヶ月目の定期発送時から手数料がかかります。
※初回代引き・振込の場合、定期の途中からクレジット決済に変更は出来かねます。クレジット決済ご希望の方はクレジット決済「初回・定期」をご選択ください。指定口座振込の場合お振込み後、振込用紙控えの写しを会員登録申請書・製品購入申込書に添付して会社にFAXした後に郵送して下さい。
- オートシップ(自動引落)について
定期購入契約に基づき、3ヶ月目から自動引落(オートシップ)となり、毎月1日(1日が土日祝祭日の場合は翌営業日)に引落しがされます。引落しができなかった場合には、同月の再引落しはされません。この場合には、支払期限とともにお支払用URLを登録メールアドレス宛てのイーメール又は登録携帯電話番号宛てのショートメールにて送付しますので、同URLから支払手続をお取りください。また、この場合には、事務手数料¥1,100(税込)がお客様負担となり、SP(サービスポイント)は全て失効します。支払期限までにお支払がない場合には、次月から6ヶ月間は再引落しを行います。6ヶ月間の再引落しを試みても引落しできなかった場合には、登録住所宛てに代金等支払請求書を送付いたしますので、同請求書に従って支払手続をお取りください。前月分の代金が未払の場合には製品は自動発送されませんので、発送をご希望の場合は、ご自身で17日までに注文し、振込み又は代引きにて購入をお願いします。オートシップの変更又は停止については、前月の10日までに申し出ください。
- キャンセルポリシーについて
製品が不要の場合は、返品規約に基づき、当社にご連絡の上、送料自己負担で返送してください。その際には、キャンセル事務手数料として一律¥1,650(税込)がかかります。定期購入製品の受取がなく弊社に返送された場合、再送料がかかります。また、宛名不明、長期不在、ご本人と長期にご連絡が取れない等の事由によって発送した製品が受領されない場合には、定期購入契約は自動的にキャンセルとなり、支払済みの販売価格からキャンセル事務手数料¥1,650(税込。振込手数料を含む。)を差し引いて返金の上、定期発送は停止になります。

- 製品の引渡し時期及び方法に関する事項 -

会員登録申請書・製品購入申込書が会社に到着して手続きが完了後、1週間以内に宅急便にて配送致します。製品の引渡しに際して予測不能な事態が発生した場合はこの限りではありません。長期不在等により製品が弊社まで返送された場合、再送料がかかります。万一お届けした製品が破損していた場合は会社にご連絡の上、製品を着払いでご返送下さい。速やかに代替製品とお取り換え致します。

- 会員の資格及び斡旋の条件に関する事項 -

以下の者は製品の斡旋及び販売をすることはできません。

1. 年齢が満20歳未満の者及び大学院・大学・高等学校・専門学校・予備校等に籍を置く学生(ただし、会員登録後の就学者は除く)。
 2. 登録の資格を喪失して、6ヶ月を経過していない者。
 3. 成年後見制度の対象者、破産者、公序良俗に反する者。
 4. 外国籍者、ただし日本国内に居住を認められ、1年以上の在留資格で一定して就業している者はこの限りではありません。
 5. 公務員等法令により兼業を禁じられている者。
 6. その他、会員として適格を疑われるおそれがあると会社が判断した場合は、登録できません。
- ※75歳以上の方の会員登録はご本人確認のため当社より連絡させていただきます。

- 退会及び休止に関する事項 -

- 退会を希望される方は、所定の用紙にご本人登録IDを記入して、会社宛に郵送、FAXでご送信下さい。
休止を希望される場合は、ホームページからお手続き可能です。
- 休止した製品の再継続開始は所定の用紙にご本人登録IDを記入し、会社宛に郵送又はFAXでご送信下さい。
またはホームページ、お電話でも承っております。
- 尚、退会及び休止の申請が提出された時点より、登録IDのボーナス・サービスポイント・サンプル等の販促品のご購入、全ての権利が喪失となります。

- 特定負担に関する事項 -

- 会員の種別には、A会員・B会員・F会員・お試し会員（バイオコンク¥22,680）があります。
- 会員登録時に株式会社サンテックビオズへ登録料として3,300円が必要になります。（F会員は登録料無料）
初回分として以下の製品のいずれかを株式会社サンテックビオズより2ヶ月分購入して頂きます。
A会員（初回）は、登録料を含めて、29,220円
B会員（初回）は、登録料を含めて、58,440円
- サービスポイント（SP）は、A会員は毎月50SP、B会員は毎月100SP貯まります。
好きな製品のSPに達し次第、プレゼント交換できます。
※余剰SPは繰り越します。但し、定期購入している事が条件で、停止及び休止の場合は失効します。
プレゼントは翌月の定期発送時に同梱します。500SPが貯まり、申請がない場合は登録製品をプレゼントとして翌月同梱いたします。
- 誕生日プレゼントとしてA・B会員が誕生月の前月までに4ヶ月以上の定期購入を継続するとプレゼントがあります。
- 愛用会員は、愛用会員価格で製品を購入できます。但し、登録時に株式会社サンテックビオズへ登録料として3,300円が必要となります。
※愛用会員の方への配送には送料がかかります。代引きの場合は、代引き手数料がかかります。
（ボーナス・誕生日プレゼント・サービスポイントの取得はできません。）

- 製品自動定期購入制度に関する事項 -

- 製品購入契約に基づき毎月定期日に契約製品を自動発送致します。但し、ご不要の時は返品規定に基づいて返送して下さい。
※キャンセルポリシー
返品の場合は当社にご連絡ください。その後、送料自己負担の上、返送してください。その際キャンセル事務手数料として一律¥1,650がかかります。定期製品の受取がなく弊社に返送された場合、再送料がかかります。また、製品が宛名不明・長期不在ご本人と長期にご連絡が取れない等の場合は自動キャンセルとなりキャンセル料を引いて返金の上、定期的発送は停止になります。
（キャンセルポリシーの詳細に関しましては弊社ホームページをご覧ください。）

- 禁止行為に関する事項 -

以下不実告知・事実不告知の禁止

- 契約の締結について勧誘する時、また契約の解除を妨げるため、並びに相手方の判断に影響を及ぼす重要なこと。
①連鎖販売取引における特定負担、特定利益に関すること。
②製品の種類・品質・内容・販売価格に関すること。
③製品代金の支払い時期及び方法に関すること。
④製品の引渡し時期及び方法に関すること。
⑤入会申し込み契約及び製品売買契約の解除に関すること。
⑥当該製品及び顧客の判断に影響を及ぼす重要事項に関すること。
- 販売（契約）の目的を隠し誘引した人に対し公衆が出入りのない場所で勧誘すること。
- 契約を締結させる為、並びに契約の解除を妨げるために相手を威迫して困惑させること。

- 個人情報に関する事項 -

会員が会社に会員登録時に、自己の個人情報を記載した『会員登録申請書・製品購入申込書』を提出することにより会社は個人情報を取得致します。会社は個人情報の利用については製品の発送及び各種の情報提供に利用する、また各人の組織上位者へ氏名・売上記録等が伝達される場合があることをご承知おき下さい。尚、個人情報の取扱については管理責任者を置き厳重に管理保管致します。

- 特定利益に関する事項 -

【ボーナスプラン】

- ①ボーナスは、VP（バリュー・ポイント）に換算して行われます。VP＝1円で換算します。
定期購入（リピーター）をした場合のみボーナスの対象となります。
A会員は5,000VP、B会員は、10,000VPとして計算します。
- ②リエントリーシステムは、自己組織内に限定し、初回登録を含め1製品につき計4回まで必要に応じて登録できます。
なお、定期購入が必要になりますが、送付先は変更できます。
- ③金融機関口座のご登録がない場合、ボーナスの支払いはできません。

1. スタートボーナス

- 初回注文分のVPに対するボーナスが招待者に支給されます。
- ①自身がA会員の場合1人目招待…VPの60%、2人目招待…VPの60%、3人目以降の招待…VPの70%
 - ②自身がB会員の場合1人目招待…VPの80%、2人目招待…VPの90%、3人目以降の招待…VPの100%

2. リピートボーナス（A・B会員共通 2ヶ月目から発生するボーナス）

- 自己組織の当月注文に対して、各レベルごとの合計VPに対し、ボーナスが支給されます。
- ①A会員（1～5レベルまで） 1レベル…15%、2～3レベル…各5%、4～5レベル…各2%
 - ②B会員（1～8レベルまで） 1レベル…15%、2～4レベル…各5%、5～8レベル…各2%

3. BC（ベーシック）ボーナス（A・B会員共通）

- BCの条件 ・直招待が1名以上いること
・1レベルに3名、内2人はフロントに各1名のリピーターがいること
- B登録の場合①2～4レベルのリピートボーナスが5%から10%にアップします
②5レベルのリピートボーナスが2%から5%にアップします

4. M（マッチング）ボーナス

- Mの条件 ・自身がサブトレーナー（STR）
・フロント1名のサブトレーナー（STR）
・フロント1名のベーシック（BC）又はSTR

内容 ①10,000円 / 毎月

5. MR（マーケター）ボーナス（BC以上の権利 B会員対象）

- MRの条件 ・自身がトレーナー（TR）
・フロントに2名のSTR（BC）がいること
・直招待のリピーターが5名以上いること（リエントリー含む）
・グループ全体で30名のリピーターがいること

内容 ①6～8レベルのリピートボーナスが2%から5%にアップします
②パーソナルリピーターVPの5%を7レベルまで支給します

6. PM（プロフェッショナルマーケター）ボーナス

- PMの条件 ・B会員であり自身がトレーナー（TR）であること
・1レベルに2名のSTR（BC）がいること
・直招待のリピーターが5名以上いること（リエントリー含む）
・1レベル3名、2レベル9名、3レベル27名以上のグループであること（愛用会員を除く）

内容 ①5レベルのリピートボーナスが5%から10%にアップします
②9～10レベルのリピートボーナスが2%付加されます
③パーソナルリピーターVPの8%が、8レベルまで支給されます（活動実績が条件です）
但し、PM既取得者が1レベル3名、2レベル9名、3レベル27名を達成していない場合でも3レベル内に25万VP以上ある場合、6%のPMボーナスが支給されます

【PM同格保障ボーナス】

- 1レベルをPMに育成するとPM同格保障ボーナスが発生します。
1レベル育成PM以下対象パーソナルリピーターVPの6%を5レベルまで保障支給します。

7. EM（エグゼクティブマーケター）SEM（シニアエグゼクティブマーケター）CEM（チーフエグゼクティブマーケター）

- EMの条件 ・自身がPMであり1レベルに1名のPMがいること
・直招待のリピーターが11名以上いること（リエントリー含む）
・グループ全体で150名以上のリピーターがいること

SEMの条件 ・自身がPMであり1レベルに2名のPMがいること
・直招待のリピーターが16名以上いること（リエントリー含む）
・グループ全体で800名以上のリピーターがいること

CEMの条件 ・自身がPMであり1レベルに3名のPMがいること
・直招待のリピーターが21名以上いること（リエントリー含む）
・グループ全体で2,000名以上のリピーターがいること

※EM・SEM・CEM資格取得には、会社役員の面接が必要となります。

※CEM昇格には審査があります。

内容 ①リピートボーナスがアップします。

【インフィニティリワード】

各タイトル者の上限レベルまでの総VPの1%をタイトル取得昇格ボーナスとして支給します。
（EM - 8レベル、SEM - 10レベル、CEM - 12レベル）

【エグゼクティブリワード】

エグゼクティブ対象VP（新規を除く定期購入分のみ）を有資格者の自己パーソナルリピーター数により比例分配したボーナスを支給します。（但し、前月度のリピーター数を基準とし、当月度リピーター数に応じて支給額が増減します。）

（EM - 5%、SEM - 4%、CEM - 3%）

※タイトルボーナスは、会員規約に抵触した時や有資格者条件に満たない場合は、支給されません。

☆エグゼクティブM・シニアEM・チーフEMの資格取得及び降格・喪失について

- ①以下の項目に該当する行為並びに会員規約に抵触した場合は、EM・SEM・CEMの資格を喪失します。
又、昇格対象者が昇格前6ヶ月間に同様の行為があった場合も、本資格を取得できません。
a. 会社又は他会員の誹謗中傷（SNS等）を行い、会社を著しく傷つけ、営業的に損害を与えた場合。
b. 関係法令（特商法、薬機法、景品表示法）に抵触する言動があった場合。
c. 自己利益優先の名義変更及び組織変更並びに既登録者の自己グループへの勧誘をした場合、またはそれを示唆した場合。
d. 自グループ会員に消費能力以上の商品購入を斡旋した場合、他社グループへの勧誘や他社製品の販売、斡旋を企てた場合。
e. 他社類似商品及び同形態の販売事業を新たに起こした・企てた場合。
f. 会社のビジネス活動以外の目的で他ラインの会員と密会密談を企てた場合。
g. 会社主催の定例会議・ルール説明会及び各種セミナーに特別の事由なく6ヶ月以上出席がない場合、降格処分になります。
h. 社内文書、名義変更用紙、注文書などの公的文書を偽造した場合。
i. 社会的に犯罪性が問われるような行為があった場合。
j. 登録に際し第三者名義を利用したり、第三者の口座を利用した場合、またはそれを示唆した場合。
②会社主催のセミナーに年間10回以上参加することを義務とします。これを遵守できなかった場合は本資格を喪失します。
③資格取得には会社役員面接による審査及び、エグゼクティブ契約することが条件です。
④CEMは専業契約が必要となります。

8. ワンモアボーナス

追加購入に対してキャッシュバックがあります。購入月の翌月末振込。当該製品の定期購入をしていることが条件です。
キャンペーンとの併用はできません。

1個購入することで¥2,500、2個以上同時購入（同製品）することで1個につき¥3,000のキャッシュバックがあります。

<対象製品> ゴールド バイオ・コンク

9. トレーナーボーナス

新規登録時の応援、指導によってボーナスが受けられます。（トレーナー認定者に限る）

<サブトレーナー> A会員登録時…1,000円、B会員登録時…2,500円

<トレーナー> A会員登録時…2,000円、B会員登録時…5,000円